

今回の鳥獣害対策ニュースは防除対策の一つとして緩衝地帯の設置について紹介します。

■緩衝地帯の効果

イノシシ・シカ・サル等の野生動物は基本的に臆病で人を恐れる生き物です。身を隠すことのできない開けた場所に出没する場合、警戒心を持ちやすく、山と農地の間に見通しのよい場所（緩衝地帯）を設けると、警戒して農地に出没しにくくなります。

県では木之本町小山や近江八幡市島町・白王町で実施され、効果が実証されています。

■山際の緩衝地帯作り

山際は、森林部に比べて日照条件がよいので、笹やつるなど下草が繁茂しやすいので、藪状になりやすくなります。このような環境はイノシシ等野生動物が身を隠せる場所になりやすいので、藪の刈り払いをおこない、緩衝地帯を作ることが必要です。

また、手入れの行き届かない林は下葉が繁茂して、見通しが悪く野生動物にとって生息しやすい環境となります。ですから、間伐や枝払い、下葉刈りを行い見通しのよい林作りを行うことが必要です。

また、タケノコはイノシシやサルのえさとなるため、竹林の伐採や管理を行うことが重要です。

■家畜放牧による緩衝地帯作り

家畜の放牧は耕作放棄地の雑草管理や緩衝地帯の形成ができるだけでなく、家畜の気配による野生動物の出没頻度の減少等の効果があります。

甲賀町隠岐では平成19年に2箇所ですべて20頭のヤギの放牧を行いました。

放牧場所は、いずれも猿が集落に侵入するルートとなっているところでした。

4か月間放牧した場所では、期間中群の出没は一回しかなく、例年収穫が皆無であった柿や栗を収穫することができました。



▼効果が見られたヤギの放牧（甲賀町隠岐地先）

問い合わせ

農業振興課 鳥獣害対策係
☎ 65-0734 FAX 63-4592

生活環境課より
知っく!

お悩み相談室

生活環境課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

クレジットカードの取り扱い



クレジットカードを紛失したり、盗難に遭い、他人にカードを使用されたりしてカード会社から請求された場合、身に覚えがなくても拒否できない場合があります。

その場合、自分が使っていないということを立証する「どういう証拠を示せるか」、自分に責任はないと「どう主張できるのか」ということが問題となります。

証拠を示せない場合、あなたはカード会社に押し切られて泣き寝入りするか、裁判まで持ち込むか、いずれにしても厄介なことであり、できる限りこのようなトラブルは避けたいものです。

クレジットカードを他人に貸したり、暗証番号を教えたりは絶対にしないこと。また、利用明細書やATM引出明細書、売上伝票の写しなどは過去数か月分をきちんと整理して、明細書の請求内容を必ずチェックし、利用した覚えのない内容があれば、すぐにカード会社に申し出ることが大切です。

盗難や紛失した時は最寄りの警察に届出をし、その控えを取っておくとともに、すぐにカード会社に連絡してください。

また、クレジットカードで、小口の即時融資であるキャッシングができますが、収入不足を補うなどの安易な使い方はしないようにしましょう。

クレジットカードの決済を、利用額にかかわらず毎月一定額で返済するリボルビング払いにすることは、借金の全体像が見えなくなるので、できれば避けましょう。

クレジットカードは現金と同様、大切なものです。慎重に取り扱いましょう。

問い合わせ 生活環境課 生活交通担当
月曜日～金曜日 9時～15時
☎ 65-0685 FAX 63-4582